平成２４年（フ）第１１７７２号
埼玉県川越市大字笠幡85―94
破産者　福士　智聡（旧姓三木）
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９０２号
東京都江東区南砂２丁目37―９―603
破産者　長田　　洋
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９０３号
東京都江東区南砂２丁目37―９―603
破産者　長田千枝子
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９３８号
神奈川県伊勢原市高森1222―３
破産者　森田　光昭
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９３９号
神奈川県伊勢原市高森1222―３
破産者　小田千鶴子
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９５２号
東京都足立区梅田４―34―３―403、住民票上の住所東京都文京区湯島３丁目25―11
破産者　エンジェル新宿・エンジェル新宿四谷こと　加藤　真一
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９８９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字目沼96―47
破産者　市川　　隼
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８号
川崎市川崎区渡田２丁目４番１号
破産者　ユーコービジネスマシン株式会社
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４１５号
川崎市多摩区登戸1780
破産者　有限会社エフティシー
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１９０号
東京都青梅市二俣尾２丁目362―７
破産者　久保　昌明
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８０５号
岩手県盛岡市みたけ４丁目39―30、開始決定時の住所東京都江戸川区上篠崎２丁目７―15
破産者　横川　　淳
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８０６号
岩手県盛岡市みたけ４丁目39―30、開始決定時の住所東京都江戸川区上篠崎２丁目７―15
破産者　横川よしみ
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６００９号
神奈川県大和市深見東１丁目３番16号
破産者　株式会社ジェー・エム・ピー
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４６９号
神奈川県座間市入谷４丁目17―２―110
破産者　小栗　重子
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９０３号
東京都港区港南３丁目８番１号　港南ハイツ1307
破産者　ブルージージャパン株式会社
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８０１号
東京都新宿区大久保２丁目11―21　第一マンション102
破産者　松本　健蔵（旧姓佐々木）
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９３４号
東京都荒川区荒川１丁目32―14―901
破産者　山崎　一宏
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９３５号
東京都荒川区荒川１丁目32―14―901
破産者　山崎　生世
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１７８号
東京都中央区日本橋大伝馬町11番12号
破産者　株式会社モデスト
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１７９号
東京都中央区日本橋大伝馬町２番15―403
破産者　白濱　　稔
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２７８号
北海道北斗市久根別４丁目28―51　メゾンタカＡ―Ａ、開始決定時の住所東京都世田谷区駒沢２丁目48―15
破産者　山本英三郎
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１５４号
東京都練馬区桜台３丁目46―８―１
破産者　松山　尚史
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部